

入札関係書類 ダウンロード版 もくじ

<案件名称> 広島労働局福山本庄1号宿舍跡地整備工事

	ページ数
1 入札公告.....	1～2
2 入札説明書.....	3～6
3 入札説明書様式.....	7～16
4 仕様書.....	17～32
5 契約書案.....	33～74

※1 ホームページから本ファイルをダウンロードした際には、「入札関係書類受領書」を必ずご提出ください。

※2 各様式の元データ（エクセル・ワード）の交付をご希望の場合は、下記担当者までご連絡ください。

担当者

〒730-8538

広島県広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館5階

広島労働局 総務部 総務課

会計第2係 久保田 三善

電話番号：082-221-9241

MAIL：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年11月15日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 荒原 勝行

1 調達内容

(1) 件名

広島労働局福山本庄1号宿舍跡地整備工事

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期限

令和7年3月14日(金)

詳細は入札説明書による。

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、総価を記入すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和5・6年度の厚生労働省競争参加資格(建設工事)において、中国地域の「舗装工事」で「C」又は「D」等級のいずれかの等級に格付けされている者であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

(4) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。(直近2年間の保険料の滞納がないこと。)

(5) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(7) 入札公告の日から開札の時までの間に、厚生労働省から指名停止の措置を受けていないこと。また、入札書の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。

*厚生労働省所管法令(労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法)

(8) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者雇用率以上

の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。

(9) 工事現場の施工上の管理をつかさどる主任技術者を配置できること。

(10) 広島県内に本店又は支店もしくはその他の営業所が所在すること。

(11) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒730-8538広島県広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館5階
広島労働局総務部総務課会計第二係 久保田

電話082-221-9241

広島労働局ホームページ (<http://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/>)

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付場所

令和6年11月15日(金)から令和6年12月4日(水)まで

広島労働局ホームページ (<http://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/>)

(3) 入札書の受領期限

令和6年12月11日(水) 10時50分

(4) 開札の日時及び場所

日時：令和6年12月11日(水) 11時00分

場所：広島労働局総務部総務課内

4 電子調達システムの利用

入札は、原則、電子入札によることとし、電子調達システムを利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。

ただし、紙による入札書の提出も可とする。詳細については、入札説明書のとおり。

なお、上記3(3)及び(4)については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。契約書の締結は、原則、電子契約によることとする。

(5) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

入札説明書

「広島労働局福山本庄1号宿舍跡地整備工事」の入札については、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行

2 競争入札に付する事項

(1) 件名

広島労働局福山本庄1号宿舍跡地整備工事

(2) 数量・規格等

仕様書による。

(3) 履行期限

令和7年3月14日（金）

詳細は仕様書による。

(4) 履行場所

福山本庄1号宿舍跡地（広島県福山市北本庄2-111-2）

(5) 入札方法

入札金額は、総価を記入すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札書と併せて、入札金額の内訳を記載した入札内訳書を提出すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除。

3 電子調達システムの利用について

本案件は、原則、電子入札によることとし、電子調達システムを利用することとする。

ただし、電子調達システムによりがたい者は、当局に申し出ることにより、紙入札方式に変更することができる。

なお、電報、FAX及び電子メールによる提出は、認められない。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和5・6年度の厚生労働省競争参加資格（建設工事）において、中国地域の「舗装工事」で「C」又は「D」等級のいずれかの等級に格付けされている者であること。（会社更生法

(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

- (4) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。(直近2年間の保険料の滞納がないこと。)
- (5) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 入札公告の日から開札の時までの間に、厚生労働省から指名停止の措置を受けていないこと。また、入札書の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。
*厚生労働省所管法令(労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法)
- (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。
- (9) 工事現場の施工上の管理をつかさどる主任技術者を配置できること。
- (10) 広島県内に本店又は支店もしくはその他の営業所が所在すること。

5 入札に関する質問

- (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い書面(様式は任意)により提出すること。

ア 提出期限

令和6年12月4日(水) 17時00分

イ 提出場所

広島市中区上八丁堀6番30号

広島労働局総務部総務課会計第二係 久保田

電話番号: 082-221-9241

メールアドレス: hir-kaikei2@mhlw.go.jp

ウ 提出方法

郵送、持参又はメールによって提出すること。

- (2) 質問に対する回答は、「入札関係書類受領書」(様式1)を提出した全ての者に、随時メールにより通知する。

6 入札への参加について

この入札に参加しようとする者は、あらかじめ、広島労働局ホームページから仕様書を入手すること。

仕様書を入手した場合は、必ず入札関係書類受領書を提出すること。

- (1) 入札参加届等書類(証明書等)の提出期限
令和6年12月10日(火) 15時00分
- (2) 提出書類

ア 電子調達システムによる場合

(ア) 入札参加届 (兼自己申告書) (様式2)

(イ) 資格審査結果通知書 (令和5・6年度厚生労働省一般競争 (指名競争) 参加資格の「建設工事」) の写

(ウ) 暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿 (様式3)

イ 紙入札方式による場合

上記6(2)アの書類の他、以下の書類を提出すること。

(ア) 電子入札案件の紙入札方式での参加について (様式4・様式4別紙)

(3) 提出方法及び提出場所

ア 電子調達システムによる場合

電子調達システムのURL

政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

(2) に示す書類をスキャナ等により電子データ化させて電子調達システムにより送信すること。

イ 紙入札方式による場合

持参又は郵送 (書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。) により、上記5(1)イの場所に提出すること。

7 入札書の提出について

(1) 提出期限

令和6年12月11日 (水) 10時50分

(2) 提出書類

ア 入札書 (紙入札方式による場合は、様式5)

イ 入札内訳書

ウ 紙入札方式で代理人により入札する場合は、委任に関する届出書 (様式6)

(3) 提出方法及び提出場所

上記6(3)と同様とする。

8 落札者の決定方法

調達予定品が本案件仕様書に定める要件を全て満たした上で、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

令和6年12月11日 (水) 11時00分

(2) 開札場所

広島労働局総務部総務課内

10 その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者の氏名、住所及び落札金額等の落札結果について公表するものとする。

(2) 入札に係る注意事項

ア 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
イ 理由の如何によらず、入札書が提出期限内に提出場所に現に届かなかった場合は、入札に参加することはできない。

ウ 次に該当する場合の入札は、無効とする。

(ア) 指定した日時までに、指定の場所に到達しない入札

(イ) 紙入札方式によっては、記名のない入札書又は要領を得ない入札書

(ウ) 紙入札方式によっては、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(エ) 本注意事項の各号に反する入札

(オ) その他、担当官において入札書が不完全と認められた場合

(カ) 6 (2) の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(キ) 競争参加資格のない者及び入札条件に違反した者の提出した入札書

エ 上記8の落札方法により落札となるべき同数値の入札をしたものがあるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。

オ 電子調達システムにおいては、開札時に直ちに再入札を行えるように体制を整えておくこととし、再入札通知書に示す時刻までに再入札を行うこととする。

(3) 仕様書の手交を受けるに当たっての注意事項

この入札に関して担当官が手交する仕様書は、この入札に係る競争参加資格を満たした者のうち、入札に参加しようとする者に対して、調達品目の仕様に関する具体的な情報を提供する手段として作成しているものであるため、目的を遂行することのほかに複製することを禁ずる。

(4) 契約関係書類の真正性の確保

押印が省略された契約関係書類が提出された場合は、以下のように取り扱う。

なお、契約書の押印は、省略ができないので留意すること。

ア 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。

イ 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

(5) 入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む。）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

11 入札等の問合せ先

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

広島労働局総務部総務課会計第二係 久保田

電話番号：082-221-9241

メールアドレス：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札関係書類受領書 (電子入札・紙入札共通)

入札関係の書類をホームページからダウンロードした場合には、本票の下記太枠にご記入の上、メール又は郵送によりご提出ください。

ご提出がない場合、仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各種のご連絡ができないおそれがあります。

漏れの無いよう、必ずご送付いただきますよう、よろしくお願いいたします。

<宛 先>

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階
広島労働局総務部総務課 会計第2係 久保田
MAIL: hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札案件 名称	広島労働局福山本庄1号宿舍跡地整備工事
---------	---------------------

受領日 (ダウンロード日)		令和 年 月 日
事業所	名称	
	所在地	
担当者	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
参加入札方式 (予定)	<input type="checkbox"/> 電子調達システム <input type="checkbox"/> 紙入札 (いずれかにチェック)	

入札参加届(兼自己申告書)

【電子入札・紙入札共通】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行 殿

届出人 住 所
名 称
入札有資格者氏名

私は、入札説明書に基づき、次のとおり、広島労働局が行う入札に参加することを届け出ます。
なお、この届出に虚偽があった場合、契約解除・損害賠償の請求等について、契約後であって、一切異議は申し立てません。

【届出事項】

- 入札件名 広島労働局福山本庄1号宿舍跡地整備工事
- 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について
 - 令和5・6年度厚生労働省一般競争(指名競争)参加資格
【**職種**】 **舗装工事** における等級 () 等級
 - 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい ・ いいえ
 - 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない。(直近2年間の保険料滞納がない。) はい ・ いいえ
 - 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる。 はい ・ いいえ
 - 入札参加届等書類(証明書等)及び添付書類に虚偽の事実を記載していない。 はい ・ いいえ
 - 入札公告の日から開札の時までの期間に、厚生労働省からの指名停止期間中ではなく、また入札参加届等書類(証明書)の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省違反による行政処分等の対象となっていない。 はい ・ いいえ
 - 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、または障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる。 はい ・ いいえ
 - 工事現場の施工上の管理をつかさどる主任技術者を配置できること。 はい ・ いいえ
 - 広島県内に本店又は支店もしくはその他の営業所が所在すること。 はい ・ いいえ
 - 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。 はい ・ いいえ

【添付書類】

- 資格審査結果通知書(厚生労働省一般競争(指名競争)参加資格)の写し
- 暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿(様式3)

暴力団等に該当しない旨の誓約書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名

代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の名及び生年月日が明らかとなる（別添）資料を添付すること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

届出人

住 所

名 称

入札者名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式で参加いたします。

記

- 1 入札案件名
広島労働局福山本庄 1 号宿舎跡地整備工事
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由

紙入札方式による入札参加登録票

資格審査登録番号 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の「業者コード」を記入	
企業名称	
郵便番号	
住所	
代表者氏名	
代表者役職	
部署名 ※代表者の所属する部署が特段ない場合には空欄可	
代表者電話番号	
代表者FAX番号	
連絡先名称	
連絡先氏名	
連絡先郵便番号	
連絡先住所	
連絡先電話番号	
連絡先FAX番号	
連絡先メールアドレス	

※ 電子調達システムでの参加業者については、提出不要

入札書

【紙入札方式】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行 殿

入札者 住 所
名 称
入札者名
(代理人名)

入札注意事項を承諾の上、提出します。

入札件名 広島労働局福山本庄1号宿舍跡地整備工事

入札金額 ¥

但し、消費税は除く。

- ※ 令和5・6年度厚生労働省競争参加資格（建設工事）において、「舗装工事」の資格を有する者以外（代理人）が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。
- ※ 「入札金額内訳書」（経費の内訳が記載されたもの、任意様式）を添付すること。
- ※ 任意の番号を記載すること
なお、未記載や記載の数字が他の業者の番号と同一であった場合等は、連絡先電話番号又はファックス番号の末尾3桁をもって充てることとする。

電子くじ 番号 (3桁)			
--------------------	--	--	--

委任に関する届出書

【紙入札方式用】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行 殿

届出人 住 所
名 称

入札有資格者氏名

私は、広島労働局が行う入札に関して、『 』を代理人と
定め、下記のとおり委任します。

記

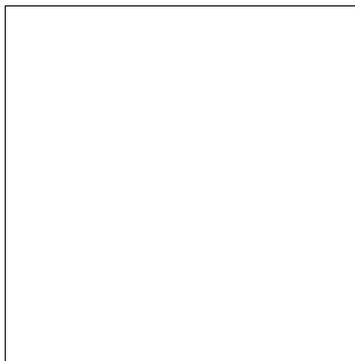
1 委任事項

- (1) 入札書の記入に関する事項
- (2) 入札書の提出に関する事項
- (3) その他、入札の場において、有資格者がなすべき事項

2 委任案件

「広島労働局福山本庄1号宿舍跡地整備工事」の入札事案について委任する。

3 代理人の使用印鑑（入札書の押印を省略する場合は不要）



注意事項

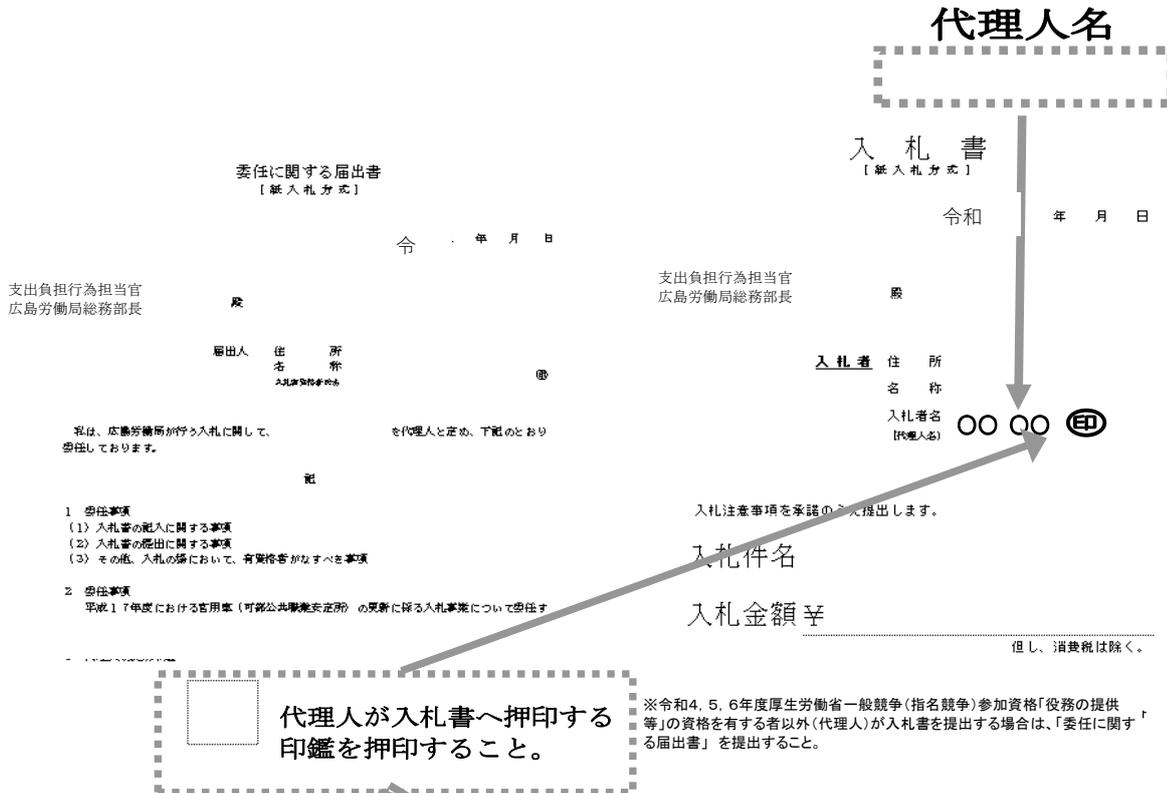
1 紙入札方式で代理人により入札する場合

令和5・6年度厚生労働省競争参加資格（建設工事）において、「舗装工事」の資格を有する者以外（代理人）が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」（様式6）を提出すること。

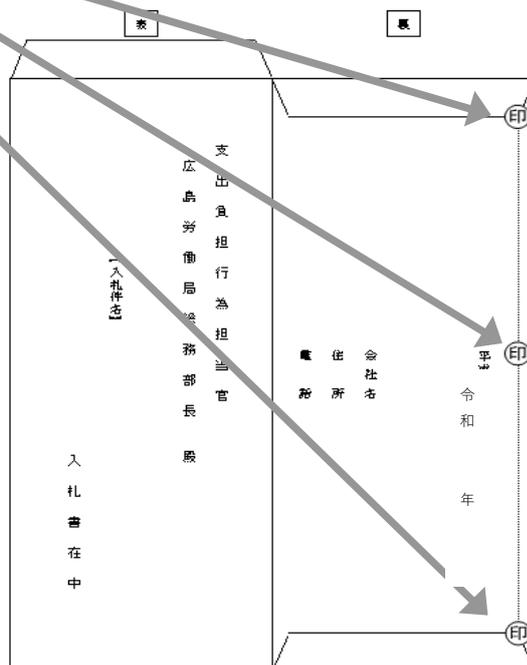
2 紙入札方式の入札書等の押印省略について

押印省略可であること。

ただし、入札書等に押印する場合は、以下の欄に押印することとし、代理人により入札する場合は、「委任に関する届出書」（様式3）の記の3欄に押印した印を使用すること。



〔紙入札方式〕封筒記載例



封筒記載例【紙入札方式】

封筒を閉じたときの紙の合わせ場所に「メ」を記入してください。
入札書の押印を省略しない場合は、入札書の印と同じ印を同様の場所に押印してください。

表	裏
<p style="text-align: center;">支出負担行為担当官</p> <p style="text-align: center;">広島労働局総務部長 殿</p> <p>【入札件名】 広島労働局福山本庄1号宿舍跡地整備工事</p> <p style="text-align: center;">入札書 在中</p>	<p style="text-align: center;">会社名、住所、電話番号 を記載すること。</p> <p style="text-align: center;">会社名 住所 電話</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p>

広島労働局福山本庄1号宿舎跡地整備工事

仕様書

1 工事概要

(1) 工事名称

広島労働局福山本庄1号宿舎跡地整備工事

(2) 工事場所

福山本庄1号宿舎跡地

(広島県福山市北本庄2-111-2)

* 下記4 現地確認時及び契約締結時に、現地確認を行う者又は落札者に宿舎跡地案内図を提供する。

(3) 面積

659.00㎡

2 履行期限

(1) 工事履行期限

令和7年2月28日(金)

* 可能な限り早期に履行すること。

(2) 完成図書提出期限

令和7年3月14日(金)

* 可能な限り早期に履行すること。

3 工事内容

(1) 概要

福山本庄1号宿舎跡地において、アスファルト舗装を伴う整備工事を行う。

(2) 除草、鋤取り

ア 敷地内に繁茂している雑草類等を、機具等を用いて、除草・鋤取り作業を行うこと。

イ また、鋤取り後の草の混じった残土を処分すること。

残土の運搬は、小型車(3トン車以下)で行うこと。

(3) アスファルト舗装

ア 除草・鋤取り作業終了後、アスファルト舗装を行うこと。

イ アスファルト舗装については、掘削作業、路盤の生成、アスファルトの敷き均し、転圧作業を実施すること。

ウ アスファルトの高さや仕様については、国土交通省発行の共通仕様書によること。

エ 資材の運搬については、小型車(3トン車以下)で行うこと。

(4) 側溝の新設

- ア 仕様書別紙1に表示された範囲に、U型、W=250の蓋無しの側溝を新設すること。
- イ 資材の運搬は、小型車（3トン車以下）で行うこと。

(5) 遮熱塗料の塗装

- ア 舗装したアスファルトに、近隣住宅への照り返し及びヒートアイランド現象を防止するための遮熱塗料を塗装すること。
- イ 塗装範囲は、仕様書別紙2に赤枠で囲んだ箇所とし、300㎡の範囲内で行うこと。
- ウ 塗料は、水系ボウジンテックスサーモ（水系1液アクリル樹脂）とすること。
- エ 塗装方法は、下塗り1回、中塗り1回（白）、上塗り2回とすること。
- オ 塗料の色は、仕様書別紙3のサーモダークグレー（HN-55近似）とすること。

(6) 既存囲いの復旧作業

- 上記作業終了後、既存の単管を用いて、囲いの復旧作業を行うこと。

(7) 廃棄物の処分

- ア 当該工事にて発生したごみ（草交じり土等）は、取りこぼしのないよう入念に掃除を行った上で、持ち帰り、適正に処分すること。

4 施工上の注意事項

- (1) 工事中に、工事の実施に影響を及ぼす事案が発生した場合は、下記12(1) 当局監督職員に報告の上、指示を受けること。
- (2) 工事終了後に、当局監督・検査職員による検査を受けること。
検査の結果、仕様不適合の場合は、受注者の負担において手直し工事等を実施すること。
- (3) 除草・鋤取り作業で機械を使用する場合は、人身・物件等に損傷が生じないように、工事場所及びその周辺の安全確保に十分注意すること。
- (4) 除草・鋤取り作業時には、仕様書別紙4に記載された事項を遵守し施工すること。
隣家に損害を与えた場合は、受注者の責任において対処し、損傷前の状態を補償すること。
- (5) アスファルト舗装、側溝新設、遮熱塗料舗装、既存囲い復旧作業時には、隣家及び私道に、飛び石、砂、塗料等の飛散により危害を加えないよう、必要な養生を行うこと。
隣家や私道に損害を与えた場合は、受注者の責任において対処し、損傷前の状態を補償すること。
- (6) 路盤の生成時に転圧を実施し、雨水等が流れる経路の確認を行うこと。
- (7) 転圧作業の際に、ローラーによる締固めが不可能な箇所については、タンパ、プレート、コテ等で締固めを行うこと。
- (8) 仕様書別紙4に記した私道に、仕様書別紙4に記載された損害を与えた場合は、受注者の責任において対処し、損傷前の状態を補償すること。
- (9) 仕様書別紙4に記した私道については、近隣住民の迷惑にならないよう、必要に応じて交通整理を行うなど通行について配慮を行うこと。
- (10) 仕様書別紙5のとおり、私道は、午前8時から午前9時まで車両の進入が禁止となっているため、現地への車両での立ち入りは、午前9時以降とすること。

- (11) 工事車両等は、宿舎跡地内に駐車すること。
- (12) 側溝新設後は、側溝に雨水等が流れることを確認すること。
雨水等は、仕様書別紙1に記載された青い矢印の方向に排水すること。
- (13) 使用器具、機材、機械等作業に必要な物品等については、受注者の負担となること。
- (14) 宿舎跡地は、水道及び電気は使用できないため、受注者の負担において用意すること。
- (15) 本仕様書の内容を完全に履行するために必要な経費（廃棄物処分費含む。）については、すべて見積金額に含めること。
- (16) 本仕様書は、工事の概要を示したものであり、作業時に当局監督職員が美観又は管理上必要と認めた作業及び受注者が専門的見地から必要と判断した作業については、社会通念上軽微と思われる作業に限り、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (17) 天候や現場の状況による日程等の変更が発生する場合は、工事内容に応じて、当局監督職員と協議すること。

5 入札参加にあたっての現地確認について

- (1) 入札参加にあたっては、現地確認を必須とする。
- (2) 現地確認日時については、下記12(1)当局監督職員に連絡の上、調整すること。
- (3) 現地確認は、入札参加届提出締切日時までに実施すること。
- (4) 現地確認時、工事場所、施工方法、寸法等必要事項を確認すること。
- (5) 現地確認時、当局監督職員が宿舎跡地案内図を提供する。
私道に囲まれているため、通行時には宿舎跡地案内図に従い通行する必要がある。

6 着工・完了時提出書類

- (1) 着工時
 - ① 仕様書別紙6「着工届」
 - ② 近隣住民対策も含めて計画した施工計画書（任意様式）
*材料及び工法詳細・工程が分かるものとする。
- (2) 完了時
 - ① 仕様書別紙7「履行完了届」
 - ② 工事写真（着工前、工事中[材料搬入状況及び使用後の状況]、完了後）
*工事写真は、仕様書別紙4に記載された私道の写真も含む。
- (3) 提出先
下記12(1)監督職員。

7 完成図書

着工前、工事中、完了後の写真を、対象場所毎に5枚以上撮影し、すべての施工箇所をまとめて、履行完了届と併せてフラットファイルに編綴すること。

ファイル作成は、任意様式で可。

ファイルの提出先は、下記12(1)監督職員。

8 一括委任又は一括下請負の禁止

受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

9 特記事項

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

10 検査

履行完了後、監督・検査職員の検査を受けること。

検査不合格の場合、受託者の負担において必要な補正を行うこと。

11 請求書

(1) 上記10検査で合格した後、速やかに下記12(2)まで支払請求書を提出すること。

支払は、適法な請求書の受理から30日以内に行う。

支払方法は、銀行振込のみである。なお、振込手数料については支払者が負担する。

(2) 支払請求書には、以下の内容を必ず記載すること。

ア 宛名 「官署支出官 広島労働局長」

イ 請求者の名称、所在地

ウ 案件名 「広島労働局福山本庄1号宿舍跡地整備工事」

エ 請求金額及び内訳

オ 振込先の口座情報

12 問い合わせ先

(1) 仕様について（監督職員）

広島労働局総務部総務課

担当：会計第四係 加藤・網本

所在地：広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

電話：082-221-9241

(2) 入札・契約について（契約担当）

広島労働局総務部総務課

担当：会計第二係 久保田

所在地：広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

TEL：082-221-9241

MAIL：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

仕様書別紙 1



記	設計	年 月 日	所 在 / 福山市北本庄二丁目111番2	設計No.	名 称 / 本庄1号宿舍の土地境界確定業務	
	審査	年 月 日		縮 尺 / 1 / 200		図面名 / 境界確認図
	作成者	年 月 日		広島市中区白島九軒町5番6号 藤井土地家屋調査士事務所		

仕様書別紙 2



座標一覧

座標	北緯	東経
1	34° 45' 00.00"	138° 15' 00.00"
2	34° 45' 00.00"	138° 15' 00.00"
3	34° 45' 00.00"	138° 15' 00.00"
4	34° 45' 00.00"	138° 15' 00.00"
5	34° 45' 00.00"	138° 15' 00.00"
6	34° 45' 00.00"	138° 15' 00.00"
7	34° 45' 00.00"	138° 15' 00.00"
8	34° 45' 00.00"	138° 15' 00.00"
9	34° 45' 00.00"	138° 15' 00.00"
10	34° 45' 00.00"	138° 15' 00.00"
11	34° 45' 00.00"	138° 15' 00.00"
12	34° 45' 00.00"	138° 15' 00.00"
13	34° 45' 00.00"	138° 15' 00.00"
14	34° 45' 00.00"	138° 15' 00.00"
15	34° 45' 00.00"	138° 15' 00.00"
16	34° 45' 00.00"	138° 15' 00.00"
17	34° 45' 00.00"	138° 15' 00.00"
18	34° 45' 00.00"	138° 15' 00.00"
19	34° 45' 00.00"	138° 15' 00.00"
20	34° 45' 00.00"	138° 15' 00.00"

記:	所在 / 福山市北本庄二丁目111番2	縮尺 / 1/200	業務 / 本庄1号宿舍の土地境界確定業務
	作成者 / 広島市中区白島九軒町5番6号 藤井土地家屋調査士事務所		

ボウジンテックス

1液型アクリル樹脂 エマルジョン塗料

**ヒートアイランド現象を抑制し、
アウトドア環境を創る**

水系ボウジンテックス サーモは路面（アスファルト・コンクリート）に降り注ぐ太陽光の赤外線を大幅に反射することにより、ヒートアイランド現象の対策ができる路面用水系塗料です。

特長

厚生労働省指定 室内空気汚染13物質無配合

- ① ホルムアルデヒド放散等級F☆☆☆☆でシックハウス対策も万全。
ホルムアルデヒドの発散は少ない
揮発性有機化合物の発散は揮発剤対策外に立っている
- ② 優れた遮熱効果でヒートアイランド対策が可能
- ③ 防滑材既調合による防滑仕上げ
- ④ アスファルト床にも使用できる
- ⑤ 1液水分散型で火災や溶剤中毒の危険性がない
- ⑥ 経済的で取扱いが簡単。屋外用途に最適



このような場所にご使用ください！

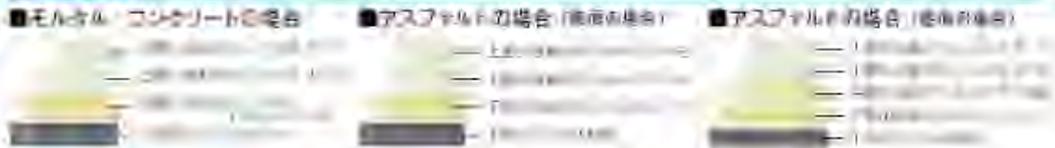
駐車場、遊歩道、公園のコンクリート・アスファルト面
テニスコート、プールサイド
観光地等、歩行態を要求される歩行用通路



●テニスコート ●プールサイド ●遊歩道 ●駐車場

MIZUKI BOUIN TEX TIERMO

塗装工程



塗装仕様

■モルタル・コンクリートの場合

工種	使用材料	材料区分 品名	塗布方法	塗り厚 (mm)	塗り色 (R/L)	塗布回数 (回)	塗布時間 (分)	気象条件(25℃)		
								工種別	工務種	実行可能
床面塗装	水性エポキシ樹脂系床面塗料	水性エポキシ樹脂系床面塗料	ローラー	1.0	白	1	30	—	—	—
下塗り	水性エポキシ樹脂系下塗り塗料	水性エポキシ樹脂系下塗り塗料	ローラー	0.1	白	1	30	—	—	—
上塗り	水性エポキシ樹脂系上塗り塗料	水性エポキシ樹脂系上塗り塗料	ローラー	0.1	白	1	30	—	—	—

■アスファルトの場合(縦面の場合)

工種	使用材料	材料区分 品名	塗布方法	塗り厚 (mm)	塗り色 (R/L)	塗布回数 (回)	塗布時間 (分)	気象条件(25℃)		
								工種別	工務種	実行可能
床面塗装	水性エポキシ樹脂系床面塗料	水性エポキシ樹脂系床面塗料	ローラー	1.0	白	1	30	—	—	—
下塗り	水性エポキシ樹脂系下塗り塗料	水性エポキシ樹脂系下塗り塗料	ローラー	0.1	白	1	30	—	—	—
上塗り	水性エポキシ樹脂系上塗り塗料	水性エポキシ樹脂系上塗り塗料	ローラー	0.1	白	1	30	—	—	—

■アスファルトの場合(横面の場合)

工種	使用材料	材料区分 品名	塗布方法	塗り厚 (mm)	塗り色 (R/L)	塗布回数 (回)	塗布時間 (分)	気象条件(25℃)		
								工種別	工務種	実行可能
床面塗装	水性エポキシ樹脂系床面塗料	水性エポキシ樹脂系床面塗料	ローラー	1.0	白	1	30	—	—	—
下塗り	水性エポキシ樹脂系下塗り塗料	水性エポキシ樹脂系下塗り塗料	ローラー	0.1	白	1	30	—	—	—
上塗り	水性エポキシ樹脂系上塗り塗料	水性エポキシ樹脂系上塗り塗料	ローラー	0.1	白	1	30	—	—	—

性能

項目	仕様	基準
乾燥時間	10℃以上、50%RH以下 100g/㎡/25℃/24h	—
引張強度	100kg/㎡/25℃/24h	—
引張伸び	100%	—
耐水性	1000時間/25℃/50%RH	—
耐塩水性	1000時間/25℃/50%RH	—
耐酸性	1000時間/25℃/50%RH	—
耐アルカリ性	1000時間/25℃/50%RH	—
耐油性	1000時間/25℃/50%RH	—
耐摩耗性	1000時間/25℃/50%RH	—

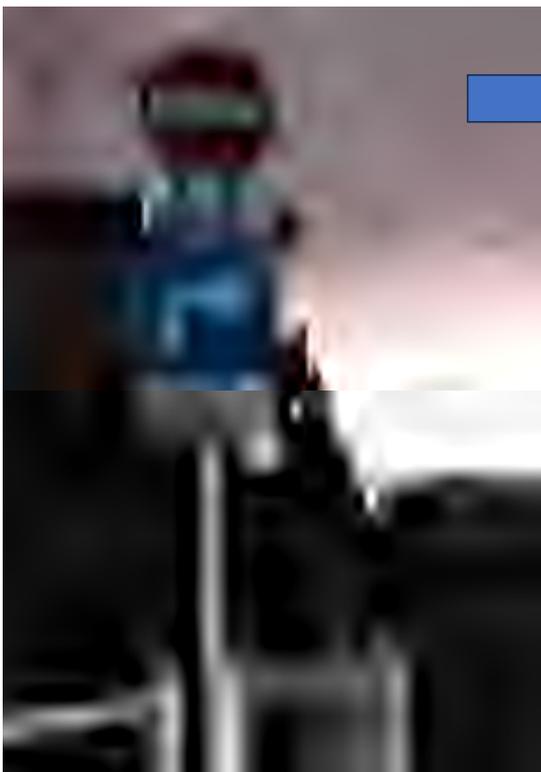
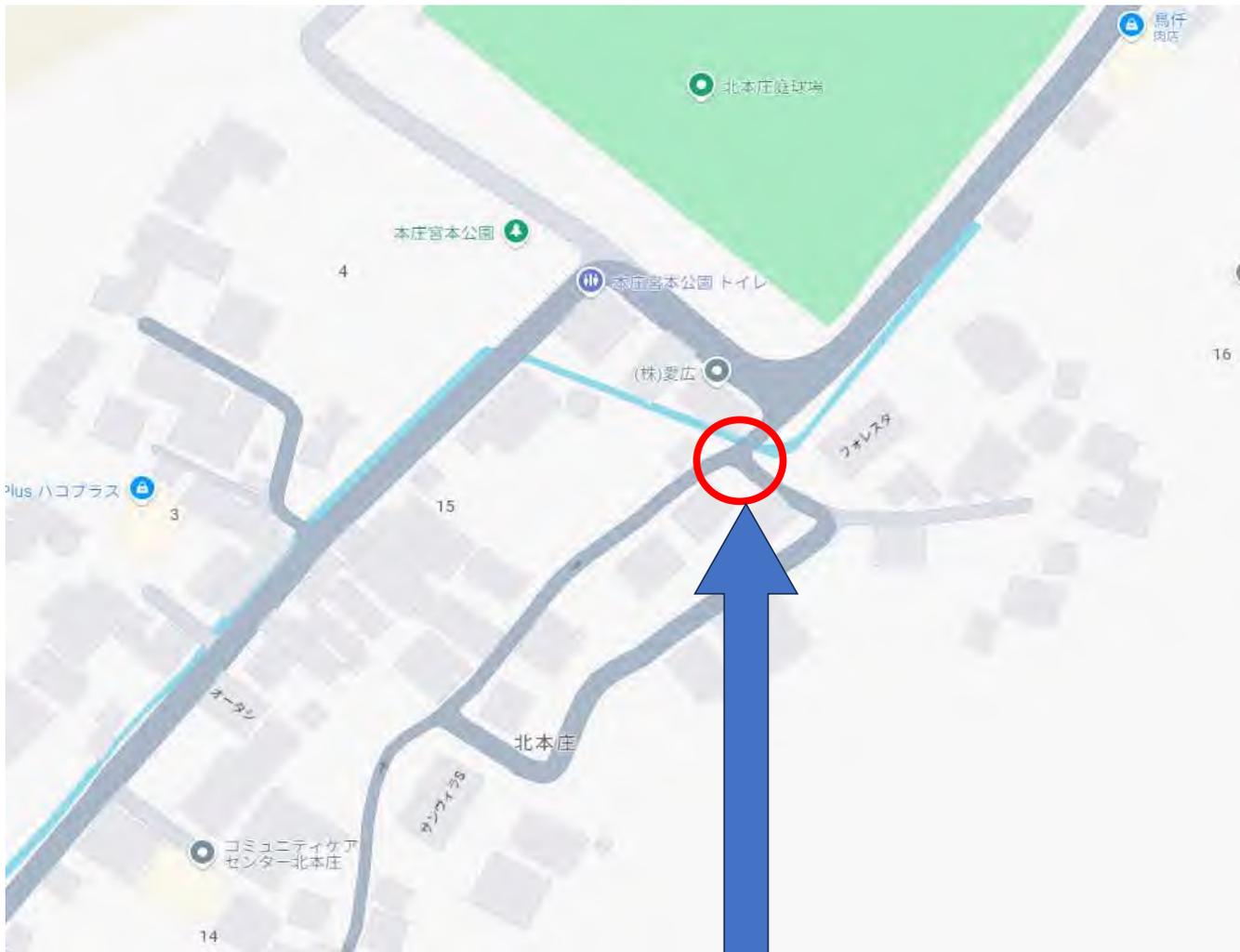
商標

登録商標	—	—
特許商標	—	—
商標	—	—
登録商標	—	—
特許商標	—	—
商標	—	—
登録商標	—	—
特許商標	—	—
商標	—	—



施行箇所 特記事項

- 1 — には、飛散防止ネットを施し、近隣住宅への草、飛び石の飛散防止対策を実施し施工すること。
- 2 — には、飛散防止ネットを施し、通行人、通行する車両に草の飛散、飛び石被害が出ないよう細心の注意を払い施工すること。
- 3 — には、隣家のフェンスがあるため、フェンスへ草の飛散、飛び石の被害が出ないよう、飛散防止対策（布等による養生）を実施し施工すること。
また、— 及び — で囲まれた範囲については草刈り、鋤取りの際に機械により刈り取りを行うことで隣家の飛散が防止できないと判断される場合は必要に応じて手作業で刈り取りを行うなど飛散防止に細心の注意を行うこと。
- 4 — には、隣家の車両、住宅、什器等に被害が出ないように、飛散防止ネットを施し、必要に応じて手作業で刈り取りを行うなど細心の注意を払うこと。
- 5 私道、隣接地に草等が飛散した場合は、清掃を実施し、原状回復すること。
- 6 側溝に落ちた草、土、石等を除去し、排水に影響がでないよう清掃すること。
←→
- 7 — の部分については私道であるため、工事車両の往来により通行に支障が出た場合または私道の埋設している水道、ガスの配管類を損傷した場合は原状回復を行うこと。また、不陸が発生した場合は整地すること。



**本庄宿舎跡地
アスファルト敷設工事注意事項**

当該侵入路に道路標識あり。
8時～9時まで車両の進入禁止。
車両侵入は9時以降に行うこと。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

(受託者)

着 工 届

下記のとおり着工いたしましたので、お届けします。

記

工事名称	広島労働局福山本庄 1 号宿舍跡地整備工事
着工年月日	令和 年 月 日

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

(受託者)

履 行 完 了 届

下記のとおり完了いたしましたので、お届けします。

記

業務の名称	広島労働局福山本庄1号宿舎跡地整備工事
履行概要	仕様書のとおり
完了年月日	令和 年 月 日

(案)

工 事 請 負 契 約 書

広島労働局

工事請負契約書

- 1 工事名
広島労働局福山本庄1号宿舎跡地整備工事
- 2 工事場所
福山本庄1号宿舎跡地
広島県福山市北本庄2-111-2
- 3 工期
契約締結日から令和7年3月14日まで
詳細は別添「仕様書」による
- 4 請負代金額
金円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額円）
- 5 契約保証金
免除

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者
広島市中区上八丁堀6番30号
支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行

受注者

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に関する訴訟については、広島地方裁判所又は広島簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(契約の保証)

- 第3条 本契約において、契約保証金は免除する。

(権利義務の譲渡等)

- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第12条第2項の規定による検査に合格したもの及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限り

でない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第5条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第6条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第6条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額

二 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

(特許権等の使用)

第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第8条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第9条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 一 現場代理人

二 主任技術者

三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第11条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第10条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

- 第11条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督職員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第12条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質（営繕工事にあつては、均衡を得た品質）を有す

るものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）

第13条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合においては、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（工事用地の確保等）

第14条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事

用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第15条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督職員は、受注者が第12条第2項又は第13条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

第16条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立

会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う。
 - 二 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。
 - 三 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第 17 条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第 18 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第 19 条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第 20 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮)

第 21 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第 22 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 20 条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第 23 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 24 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前 2 項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第 25 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した

費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第 26 条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 28 条第 1 項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第 52 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 27 条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第 52 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く、以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施行につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前 2 項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 28 条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 52 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物等であつて第 12 条第 2 項、第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」

という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第29条 発注者は、第7条、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条から第26条まで、前条又は第32条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第30条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図

書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第31条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 官署支出官広島労働局長は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 前項の支払請求書の内容が不備又は不当なため、官署支出官広島労働局長がその理由を明示してこれを受注者に返付したときは、返付した日から是正された支払請求書を受理した日までの期間は前項の期間に算入しない。
- 4 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(遅延利息)

第32条 官署支出官広島労働局長は、自己の責に帰すべき理由により、前条に規定する代金の支払いを遅延した場合においては、受注者に対し、支払期限の翌日から支払いをするまでの日数に応じ、支払金額に対して年2.5%の割合で計算した金額の遅延利息を支払うものとする。

(部分使用)

第33条 発注者は、第30条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(部分引渡し)

第34条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第30条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第31条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第31条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第30条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\begin{aligned} \text{部分引渡しに係る請負代金の額} &= \text{指定部分に相応する請負代金の額} \\ &\times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額}) \end{aligned}$$

(第三者による代理受領)

第35条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第31条(第34条において準用する場合を含む。)の規定に基づく支払いをしなければならない。

(部分引渡しに係る請負代金の不払に対する工事中止)

第36条 受注者は、発注者が第34条において準用される第31条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第 37 条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき

三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないのでその時期を経過したとき

四 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき

（発注者の任意解除権）

第 38 条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第 40 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第 39 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき

二 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき

三 第 9 条第 1 項第 2 号に掲げる者を設置しなかったとき

四 正当な理由なく、第 37 条第 1 項の履行の追完がなされないとき

五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき

（発注者の催告によらない解除権）

第 40 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、この

契約を解除することができる。

- 一 第4条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき
- 二 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき
- 三 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達することができないものであるとき
- 四 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき
- 六 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき
- 八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき
- 九 第43条又は第44条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき
- 十 受注者が次のいずれかに該当するとき
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき
- 十一 受注者が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき

- イ 暴力的な要求行為
- ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ニ 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- ホ その他前各号に準ずる行為

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 41 条 第 39 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(不当な行為等が認められる際の特約条項)

第 42 条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(受注者の催告による解除権)

第 43 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 44 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- 一 第 17 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- 二 第 18 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5 (工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月) を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 45 条 第 43 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

- 第 46 条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 3 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

- 第 47 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 一 工期内に工事を完成することができないとき。
 - 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - 三 第 39 条又は第 40 条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第 39 条又は第 40 条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第48条 発注者は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 受注者又は受注者の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
 - 三 受注者が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。なお、発注者が契約に際し当該書類を求めていない場合は除く。
 - 四 受注者又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
 - 五 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 受注者は、本契約に関して、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。
 - 3 受注者は、第1項第3号又は第4号の事実を知った場合には、速やかに発注者に報告しなければならない。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第49条 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注

者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)

二 独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

五 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(受注者の損害賠償請求等)

第 50 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第 43 条又は第 44 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第 31 条第 2 項（第 34 条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、事由発生時点における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第 51 条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第 30 条第 4 項又は第 5 項（第 34 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前 2 項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 7 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第 1 項又は第 2 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 94 条第 1 項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 64 号）第 5 条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10 年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

- 第 52 条 受注者は、工事目的物及び工事材料等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（制裁金等の徴収）

- 第 53 条 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年 3 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 3 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（あっせん又は調停）

- 第 54 条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による広島建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第 11 条第 3 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第 55 条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 56 条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、その具体的な取扱は設計図書に定めるものとする。

(表明確約)

第 57 条 受注者は、第 40 条第 10 号及び第 42 条各号に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、第 40 条第 10 号及び第 42 条各号の一に該当する者を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第 58 条 受注者は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させ、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察に通報し、その捜査に協力するものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第 59 条 受注者は、受注者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け、又は送検された場合は、速やかに発注者に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第 60 条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、受注者に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 受注者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け、又は送検されたとき
- 二 受注者が本契約締結以前に発注者に提出した厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき
- 三 受注者が、受注者又はその役員若しくは使用人が第 1 号の状況に至ったことを報告しなかつ

たことが判明したとき

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第 61 条 前条の規定により発注者が契約を解除した場合、受注者は、違約金として、発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

2 受注者は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第 1 項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(補則)

第 62 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(存続条項)

第 63 条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第 1 条第 4 項、第 47 条、第 49 条、第 50 条、第 51 条、第 57 条、第 61 条、第 62 条及び本条はなお有効に存続するものとする。

以上

広島労働局福山本庄1号宿舎跡地整備工事

仕様書

1 工事概要

(1) 工事名称

広島労働局福山本庄1号宿舎跡地整備工事

(2) 工事場所

福山本庄1号宿舎跡地

(広島県福山市北本庄2-111-2)

* 下記4 現地確認時及び契約締結時に、現地確認を行う者又は落札者に宿舎跡地案内図を提供する。

(3) 面積

659.00㎡

2 履行期限

(1) 工事履行期限

令和7年2月28日(金)

* 可能な限り早期に履行すること。

(2) 完成図書提出期限

令和7年3月14日(金)

* 可能な限り早期に履行すること。

3 工事内容

(1) 概要

福山本庄1号宿舎跡地において、アスファルト舗装を伴う整備工事を行う。

(2) 除草、鋤取り

ア 敷地内に繁茂している雑草類等を、機具等を用いて、除草・鋤取り作業を行うこと。

イ また、鋤取り後の草の混じった残土を処分すること。

残土の運搬は、小型車(3トン車以下)で行うこと。

(3) アスファルト舗装

ア 除草・鋤取り作業終了後、アスファルト舗装を行うこと。

イ アスファルト舗装については、掘削作業、路盤の生成、アスファルトの敷き均し、転圧作業を実施すること。

ウ アスファルトの高さや仕様については、国土交通省発行の共通仕様書によること。

エ 資材の運搬については、小型車(3トン車以下)で行うこと。

(4) 側溝の新設

- ア 仕様書別紙1に表示された範囲に、U型、W=250の蓋無しの側溝を新設すること。
- イ 資材の運搬は、小型車（3トン車以下）で行うこと。

(5) 遮熱塗料の塗装

- ア 舗装したアスファルトに、近隣住宅への照り返し及びヒートアイランド現象を防止するための遮熱塗料を塗装すること。
- イ 塗装範囲は、仕様書別紙2に赤枠で囲んだ箇所とし、300㎡の範囲内で行うこと。
- ウ 塗料は、水系ボウジンテックスサーモ（水系1液アクリル樹脂）とすること。
- エ 塗装方法は、下塗り1回、中塗り1回（白）、上塗り2回とすること。
- オ 塗料の色は、仕様書別紙3のサーモダークグレー（HN-55近似）とすること。

(6) 既存囲いの復旧作業

- 上記作業終了後、既存の単管を用いて、囲いの復旧作業を行うこと。

(7) 廃棄物の処分

- ア 当該工事にて発生したごみ（草交じり土等）は、取りこぼしのないよう入念に掃除を行った上で、持ち帰り、適正に処分すること。

4 施工上の注意事項

- (1) 工事中に、工事の実施に影響を及ぼす事案が発生した場合は、下記12(1) 当局監督職員に報告の上、指示を受けること。
- (2) 工事終了後に、当局監督・検査職員による検査を受けること。
検査の結果、仕様不適合の場合は、受注者の負担において手直し工事等を実施すること。
- (3) 除草・鋤取り作業で機械を使用する場合は、人身・物件等に損傷が生じないように、工事場所及びその周辺の安全確保に十分注意すること。
- (4) 除草・鋤取り作業時には、仕様書別紙4に記載された事項を遵守し施工すること。
隣家に損害を与えた場合は、受注者の責任において対処し、損傷前の状態を補償すること。
- (5) アスファルト舗装、側溝新設、遮熱塗料舗装、既存囲い復旧作業時には、隣家及び私道に、飛び石、砂、塗料等の飛散により危害を加えないよう、必要な養生を行うこと。
隣家や私道に損害を与えた場合は、受注者の責任において対処し、損傷前の状態を補償すること。
- (6) 路盤の生成時に転圧を実施し、雨水等が流れる経路の確認を行うこと。
- (7) 転圧作業の際に、ローラーによる締固めが不可能な箇所については、タンパ、プレート、コテ等で締固めを行うこと。
- (8) 仕様書別紙4に記した私道に、仕様書別紙4に記載された損害を与えた場合は、受注者の責任において対処し、損傷前の状態を補償すること。
- (9) 仕様書別紙4に記した私道については、近隣住民の迷惑にならないよう、必要に応じて交通整理を行うなど通行について配慮を行うこと。
- (10) 仕様書別紙5のとおり、私道は、午前8時から午前9時まで車両の進入が禁止となっているため、現地への車両での立ち入りは、午前9時以降とすること。

- (11) 工事車両等は、宿舎跡地内に駐車すること。
- (12) 側溝新設後は、側溝に雨水等が流れることを確認すること。
雨水等は、仕様書別紙1に記載された青い矢印の方向に排水すること。
- (13) 使用器具、機材、機械等作業に必要な物品等については、受注者の負担となること。
- (14) 宿舎跡地は、水道及び電気は使用できないため、受注者の負担において用意すること。
- (15) 本仕様書の内容を完全に履行するために必要な経費（廃棄物処分費含む。）については、すべて見積金額に含めること。
- (16) 本仕様書は、工事の概要を示したものであり、作業時に当局監督職員が美観又は管理上必要と認めた作業及び受注者が専門的見地から必要と判断した作業については、社会通念上軽微と思われる作業に限り、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (17) 天候や現場の状況による日程等の変更が発生する場合は、工事内容に応じて、当局監督職員と協議すること。

5 入札参加にあたっての現地確認について

- (1) 入札参加にあたっては、現地確認を必須とする。
- (2) 現地確認日時については、下記12(1)当局監督職員に連絡の上、調整すること。
- (3) 現地確認は、入札参加届提出締切日時までに実施すること。
- (4) 現地確認時、工事場所、施工方法、寸法等必要事項を確認すること。
- (5) 現地確認時、当局監督職員が宿舎跡地案内図を提供する。
私道に囲まれているため、通行時には宿舎跡地案内図に従い通行する必要がある。

6 着工・完了時提出書類

- (1) 着工時
 - ① 仕様書別紙6「着工届」
 - ② 近隣住民対策も含めて計画した施工計画書（任意様式）
*材料及び工法詳細・工程が分かるものとする。
- (2) 完了時
 - ① 仕様書別紙7「履行完了届」
 - ② 工事写真（着工前、工事中[材料搬入状況及び使用後の状況]、完了後）
*工事写真は、仕様書別紙4に記載された私道の写真も含む。
- (3) 提出先
下記12(1)監督職員。

7 完成図書

着工前、工事中、完了後の写真を、対象場所毎に5枚以上撮影し、すべての施工箇所をまとめて、履行完了届と併せてフラットファイルに編綴すること。

ファイル作成は、任意様式で可。

ファイルの提出先は、下記12(1)監督職員。

8 一括委任又は一括下請負の禁止

受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

9 特記事項

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

10 検査

履行完了後、監督・検査職員の検査を受けること。

検査不合格の場合、受託者の負担において必要な補正を行うこと。

11 請求書

(1) 上記10検査で合格した後、速やかに下記12(2)まで支払請求書を提出すること。

支払は、適法な請求書の受理から30日以内に行う。

支払方法は、銀行振込のみである。なお、振込手数料については支払者が負担する。

(2) 支払請求書には、以下の内容を必ず記載すること。

ア 宛名 「官署支出官 広島労働局長」

イ 請求者の名称、所在地

ウ 案件名 「広島労働局福山本庄1号宿舍跡地整備工事」

エ 請求金額及び内訳

オ 振込先の口座情報

12 問い合わせ先

(1) 仕様について（監督職員）

広島労働局総務部総務課

担当：会計第四係 加藤・網本

所在地：広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

電話：082-221-9241

(2) 入札・契約について（契約担当）

広島労働局総務部総務課

担当：会計第二係 久保田

所在地：広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

TEL：082-221-9241

MAIL：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

仕様書別紙 1



座標一覧

点名	X座標	Y座標	備考
K1	979.135	1012.081	新設金属標
K2	977.566	999.671	既存金属標
K3	997.847	996.629	既存金属標
K4	994.082	990.477	新設金属標
K5	977.878	981.024	新設金属標
T1	1000.000	1000.000	既存金属標
T2	1020.747	1037.405	既存金属標

記	設計	年 月 日	所 在 / 福山市北本庄二丁目111番2	設計No.	名 称 / 本庄1号宿舍の土地境界確定業務	
	審査	年 月 日		縮 尺 / 1 / 200		図面名 / 境界確認図
	作成者	年 月 日		広島市中区白島九軒町5番6号 藤井土地家屋調査士事務所		

仕様書別紙 2



座標一覧

点番	東経	北緯
1	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
2	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
3	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
4	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
5	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
6	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
7	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
8	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
9	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
10	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
11	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
12	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
13	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
14	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
15	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
16	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
17	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
18	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
19	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
20	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
21	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
22	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
23	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
24	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
25	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
26	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
27	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
28	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
29	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
30	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
31	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
32	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
33	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
34	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
35	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
36	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
37	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
38	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
39	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
40	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
41	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
42	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
43	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
44	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
45	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
46	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
47	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
48	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
49	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
50	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
51	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
52	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
53	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
54	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
55	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
56	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
57	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
58	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
59	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
60	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
61	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
62	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
63	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
64	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
65	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
66	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
67	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
68	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
69	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
70	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
71	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
72	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
73	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
74	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
75	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
76	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
77	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
78	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
79	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
80	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
81	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
82	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
83	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
84	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
85	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
86	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
87	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
88	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
89	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
90	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
91	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
92	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
93	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
94	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
95	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
96	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
97	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
98	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
99	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"
100	139° 45' 30.00"	34° 15' 30.00"

記:	所在 / 福山市北本庄二丁目111番2	縮尺 / 1/200	業務 / 本庄1号宿舍の土地境界確定業務
	作成者 / 広島市中区白島九軒町5番6号 藤井土地家屋調査士事務所		

ボウジンテックス

1液型アクリル樹脂 エマルジョン塗料

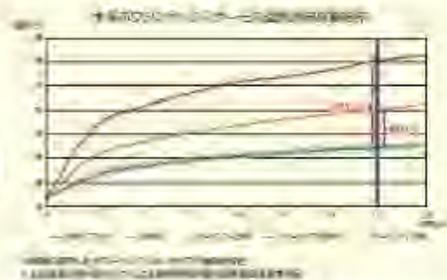
**ヒートアイランド現象を抑制し、
アウトドア環境を創る**

水系ボウジンテックス サーモは路面（アスファルト・コンクリート）に降り注ぐ太陽光の赤外線を大幅に反射することにより、ヒートアイランド現象の対策ができる路面用水系塗料です。

特長

厚生労働省指定 室内空気汚染13物質無配合

- ① ホルムアルデヒド放散等級F☆☆☆☆でシックハウス対策も万全。
ホルムアルデヒドの発散は少ない
揮発性有機化合物の発散は揮発剤対策外に立っている
- ② 優れた遮熱効果でヒートアイランド対策が可能
- ③ 防滑材既調合による防滑仕上げ
- ④ アスファルト床にも使用できる
- ⑤ 1液水分散型で火災や溶剤中毒の危険性がない
- ⑥ 経済的で取扱いが簡単。屋外用途に最適



このような場所にご使用ください！

駐車場、遊歩道、公園のコンクリート・アスファルト面
テニスコート、プールサイド
観光地等、歩行態を要求される歩行用通路



●プールサイド

●遊歩道

●駐車場

カラーサンプル



サーモライトグリーン
HM3-701210



サーモライトブルー
HSR-RDLとHSR-70Lの中間色



サーモライトグレー
HN-7020



サーモページ
H19-90120



サーモライトブラウン
H09-40L20



サーモタークグレー
HN-5560

注意事項

【仕様全般】

1. 製造ロット間で、色相差は50%以上、色相、明度、彩度の差はそれぞれ±10%以内で調整し、色相差を調整するに必要十分な厚で塗膜を形成してください。
2. ミズタニのカラーや調色機、塗料の色と実際の塗膜の色は、環境や塗り具合、塗り方によって異なります。
3. 塗膜の厚さが薄い場合、特に白、黒色に発色不良の原因となることがあります。また、塗膜の厚さが薄い場合、色相差が大きくなる場合があります。
4. 塗膜中に含まれる水分が乾燥し、塗膜が硬化する際に、塗膜が収縮し、塗膜が剥離する場合があります。また、塗膜が硬化する際に、塗膜が収縮し、塗膜が剥離する場合があります。
5. 塗膜が硬化する際に、塗膜が収縮し、塗膜が剥離する場合があります。
6. 塗膜が硬化する際に、塗膜が収縮し、塗膜が剥離する場合があります。
7. 塗膜が硬化する際に、塗膜が収縮し、塗膜が剥離する場合があります。
8. 塗膜が硬化する際に、塗膜が収縮し、塗膜が剥離する場合があります。
9. 塗膜が硬化する際に、塗膜が収縮し、塗膜が剥離する場合があります。
10. 塗膜が硬化する際に、塗膜が収縮し、塗膜が剥離する場合があります。

【塗料に関する注意】

1. 塗料は、使用前に必ずよく混ぜてから使用してください。
2. 塗料は、使用前に必ずよく混ぜてから使用してください。
3. 塗料は、使用前に必ずよく混ぜてから使用してください。
4. 塗料は、使用前に必ずよく混ぜてから使用してください。
5. 塗料は、使用前に必ずよく混ぜてから使用してください。
6. 塗料は、使用前に必ずよく混ぜてから使用してください。
7. 塗料は、使用前に必ずよく混ぜてから使用してください。
8. 塗料は、使用前に必ずよく混ぜてから使用してください。
9. 塗料は、使用前に必ずよく混ぜてから使用してください。
10. 塗料は、使用前に必ずよく混ぜてから使用してください。
11. 塗料は、使用前に必ずよく混ぜてから使用してください。
12. 塗料は、使用前に必ずよく混ぜてから使用してください。
13. 塗料は、使用前に必ずよく混ぜてから使用してください。
14. 塗料は、使用前に必ずよく混ぜてから使用してください。



水谷ペイント株式会社

- 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-10 電話 03-5561-3131
FAX 03-5561-1193
- 本社営業部 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-10 電話 03-5561-3201
FAX 03-5561-3202
- 東京営業部 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-10 電話 03-5561-3203
FAX 03-5561-3204
- 大阪営業部 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-10 電話 03-5561-3205
FAX 03-5561-3206
- 名古屋営業部 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-10 電話 03-5561-3207
FAX 03-5561-3208
- 福岡営業部 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-10 電話 03-5561-3209
FAX 03-5561-3210
- 仙台営業部 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-10 電話 03-5561-3211
FAX 03-5561-3212
- 札幌営業部 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-10 電話 03-5561-3213
FAX 03-5561-3214
- 東京営業部 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-10 電話 03-5561-3215
FAX 03-5561-3216
- 大阪営業部 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-10 電話 03-5561-3217
FAX 03-5561-3218
- 名古屋営業部 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-10 電話 03-5561-3219
FAX 03-5561-3220
- 福岡営業部 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-10 電話 03-5561-3221
FAX 03-5561-3222
- 仙台営業部 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-10 電話 03-5561-3223
FAX 03-5561-3224
- 札幌営業部 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-10 電話 03-5561-3225
FAX 03-5561-3226

塗料に関するご質問、お問い合わせは

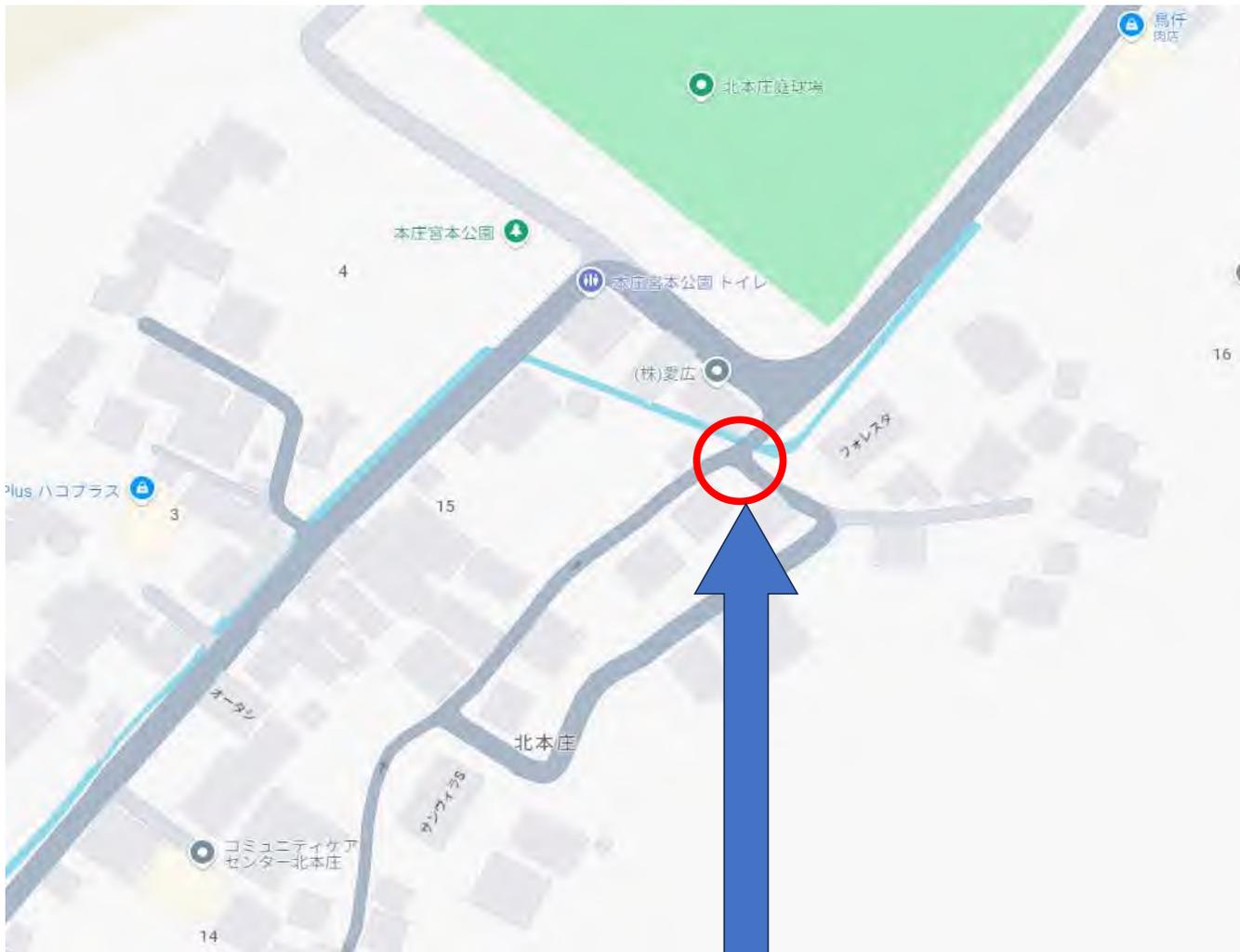
塗料相談室 ☎ 06-6391-3039

受付時間 午前9時00分～午後5時00分



施行箇所 特記事項

- 1 — には、飛散防止ネットを施し、近隣住宅への草、飛び石の飛散防止対策を実施し施工すること。
- 2 — には、飛散防止ネットを施し、通行人、通行する車両に草の飛散、飛び石被害が出ないよう細心の注意を払い施工すること。
- 3 — には、隣家のフェンスがあるため、フェンスへ草の飛散、飛び石の被害が出ないよう、飛散防止対策（布等による養生）を実施し施工すること。
また、— 及び — で囲まれた範囲については草刈り、鋤取りの際に機械により刈り取りを行うことで隣家の飛散が防止できないと判断される場合は必要に応じて手作業で刈り取りを行うなど飛散防止に細心の注意を行うこと。
- 4 — には、隣家の車両、住宅、什器等に被害が出ないように、飛散防止ネットを施し、必要に応じて手作業で刈り取りを行うなど細心の注意を払うこと。
- 5 私道、隣接地に草等が飛散した場合は、清掃を実施し、原状回復すること。
- 6 側溝に落ちた草、土、石等を除去し、排水に影響がでないよう清掃すること。
←→
- 7 — の部分については私道であるため、工事車両の往来により通行に支障が出た場合または私道の埋設している水道、ガスの配管類を損傷した場合は原状回復を行うこと。また、不陸が発生した場合は整地すること。



**本庄宿舎跡地
アスファルト敷設工事注意事項**

当該侵入路に道路標識あり。
8時～9時まで車両の進入禁止。
車両侵入は9時以降に行うこと。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

(受託者)

着 工 届

下記のとおり着工いたしましたので、お届けします。

記

工事名称	広島労働局福山本庄 1 号宿舍跡地整備工事
着工年月日	令和 年 月 日

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

(受託者)

履 行 完 了 届

下記のとおり完了いたしましたので、お届けします。

記

業務の名称	広島労働局福山本庄1号宿舎跡地整備工事
履行概要	仕様書のとおり
完了年月日	令和 年 月 日